2014．2．1発行
第11号

江東西あおいろ会報

公益社団法人江東西青色申告会

〒 135－0011 東京都江東区扇橋3丁目1番2号
TEL 03（3649）4178 ： FAX 03（3649）6876
http://nishiaoiro.sakura.ne.jp/

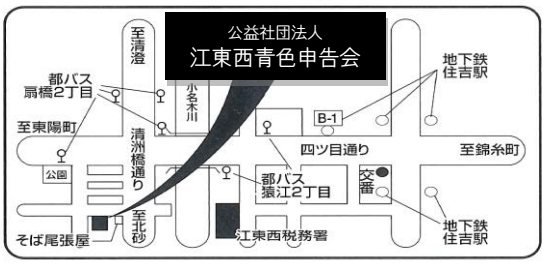

固定資産税等の軽減措置の継続について

以下の3つの軽減措置について、**平成26年度も継続する**こととしましたので、お知らせします。

1. 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
2. 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
3. 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

なお、3つの軽減措置の概要は、別紙のとおりです。

「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置」については、平成26年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定です。

問い合わせ先　主税局税制部税制課　電話　03-5388-2949

【別紙】固定資産税等の軽減措置の概要

対象	経緯	軽減の割合等
小規模住宅用地 （面積200平方メートルまでの部分）	創設　昭和63年度 目的　都民の定住確保 地価高騰に伴う負担緩和	都市計画税　2分の1
小規模非住宅用地 （面積400平方メートル以下の土地のうち200平方メートルまでの部分）	創設　平成14年度 目的　過重な負担の緩和 中小企業の支援	固定資産税、都市計画税　2割
商業地等 （負担水準が65％を超える商業地等）	創設　平成17年度 目的　負担水準の不均衡を是正 過重な負担の緩和	固定資産税、都市計画税 負担水準65％に相当する 税額まで軽減

※対象は23区内の土地です。

これは昨年9月に会員の皆様へお願いしたハガキによる陳情の成果です。
たくさんの方にご協力いただきましてありがとうございました。
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています

消費税 4月1日午前0時の処理

平成 26 年 4 月 1 日午前 0 時の処理として、実務的には各業種・各事業者ごとの継続的合理的な基準に沿って処理することになります。極端ですが、平成 26 年 3 月 31 日午後 11 時 59 分までに締結した契約であっても、資産の譲渡等が平成 26 年 4 月 1 日午前 0 時以降となれば、新税率の 8%が適用されることとなります。前受金、前払金であっても同様です。

例えば、鉄道の乗車券・定期券について、平成 26 年 4 月以降に乗車券を範排しても前日の売上とすることが一般的なように、一定の基準に沿って取り扱ってもよいとする見解もあります。ＰＯＳシステムを導入しているスーパーやコンビニは平成 26 年 4 月 1 日午前 0 時以降でのシステム切り替えが容易でしょうが、皆様はどうでしょう。飲食サービス業においては、資産の譲渡とは主に役務の提供ですから、その役務の提供を完了した日が平成 26 年 4 月 1 日以降であれば、新税率が適用されることになります。追加のおつまみ、飲み物の注文に気をつけましょう。また、契約等で経過措置の適用を受け、平成 25 年 9 月 30 日以前の契約であれば、平成 26 年 4 月 1 日以降も旧税率が適用されますが、今 2 月 17 日に 4 月 6 日のクラス会の予定を入れても、経過措置の対象になりませんので新税率が適用されます。卒業祝い・卒業祝い・同窓会予定の方はご注意を！！

次に掲げるものには、８％への税率引上げ後においても改正前の税率（５％）が適用されます。

① 旅客運賃等

平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの

② 電気料金等

継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの

③ 請負工事等

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウエアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等

④ 資産の貸付け

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成26年4月1日以後行う当該資産の貸付け

⑤ 指定役務の提供

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(＊)に係るものをいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供

＊「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。

⑥ 予約販売に係る書籍等

平成25年10月１日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの

⑦ 特定新聞等

不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの

⑧ 通信販売

通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月１日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売

⑨ 有料老人ホーム

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。ご注意ください。

平成25年分決算・確定申告相談会

平成２６年１月２２日（水）から３月１７日（月）【土日祝日除く】
９時・１０時・１１時・１時・２時・３時・４時・５時

＊　指定日（２月１６日・２３日・３月２日・９日）は休日相談をいたしますので予約できます。

電話予約受付中です　０３－３６４９－４１７８

決算確定・消費税の申告書控え		過去２年分(事務局に預けている方は結構です)
税務署から送られた書類等 税務署より１月下旬ごろ発送予定		昨年 e-Tax をご利用の方→確定申告のお知らせハガキ・お知らせ封書 ご利用がない・新規の方→確定申告書類　一式
本年度の帳簿・集計表等、複式簿記の方は元帳・試算表・記帳データ等		売上・経費のわかるもの 本年中に３０万円以上の器具・備品・車両等の購入・下取りがあった方は明細書等 固定資産税、光熱費等の按分が必要な方は、それぞれの合計・事業割合 専従者給与・給与を支給している方は年末調整で使用した源泉徴収簿
源泉徴収票		国民年金や厚生年金などの収入がある方は、公的年金等の源泉徴収票　(1 月下旬ごろ) 俸給や給与、賃金、賞与などの収入がある方は、給与所得の源泉徴収票　等
支払調書		支払を受ける際に源泉徴収された所得税がある方は、支払調書
生命保険契約に基づいて 支払われる年金がある方		保険会社・郵便局等が発行する支払年金額等のお知らせ等が必要です。 (支払金額・既払保険料(掛金)・源泉徴収税額等が記載)
所得控除関係書類	医療費控除	本人･生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費の領収書(コピー不可)。 高額療養費の戻り金額・生命保険等給付金金額がわかるもの。
	社会保険料控除	＊国民健康保険を支払っている方は、１月から１２月中に支払った合計額 休日来所の方は、保険料等年間支払金額の確認は、区役所が休みの為できません。 不明の方は必ず事前に係へ問い合わせるなど準備のうえお越し下さい。 ＊国民年金・国民年金基金を支払っている方は、控除証明書。 １１月頃日本年金機構から送付されています。 ＊介護保険料を支払っている方は、平成２４年１月から１２月中に支払った合計額 ＊年金から差し引かれている場合は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除証明書(１１月下旬頃送付)
	生命保険料控除	生命保険(一般・個人年金・介護用)控除証明書（源泉徴収票に記載されている場合は添付不要）
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書　（源泉徴収票に記載されている場合は添付不要）
	寄付金控除	「寄付金(税額)控除のための領収証」適用下限額が２，０００円。
	配偶者・配偶者特別控除	本年中の収入がわかるもの
	扶養控除	控除対象者のお名前・生年月日、別居している方は住所。
税額控除	住宅借入金等特別控除	前年より引き続き控除を受ける方は、借入先の金融機関が発行する**住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書**が必要です。本年新規に取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類が必要となります。事前にお問い合わせ下さい。
ご自身の電子証明書で e-Tax 送信する方 1 月号会報に誤りがありました。 訂正しお詫び申し上げます。 特別控除は平成 25 年 3 月 15 日の適用期限をもって**廃止**されました。		・新規に e-Tax を利用される方は事前に利用開始手続き、電子証明書を組み込んだ住民基本台帳カードが必要です。事前にお問い合わせ下さい。 ・昨年より引き続き利用する方は、住民基本台帳カードとパスワード・利用者識別番号が記載された用紙をお持ち下さい。 ・電子証明書の有効期限は電子証明書発行日から３年間です。住基カードの有効期限とは異なります。期限切れにご注意下さい。
印鑑		認印で結構です。

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています

青年部 アクティブネット

発行責任者　町野　幸史
編集担当者　和泉　敬三
第１４３号

確定申告に役立つ

国税庁のホームページ
http://www.nta.go.jp/

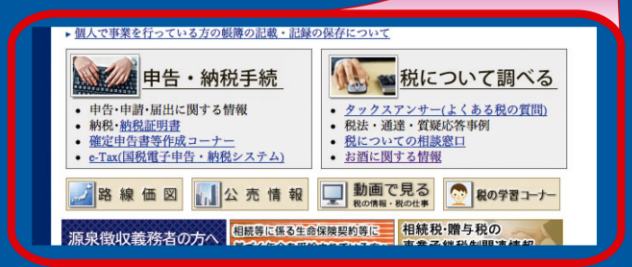

１月の報告

第五回　正副部長会議

１０日　金曜日　青色会館

- ３月までのスケジュール確認
- 親会新年会への
  参加メンバー確認
  参加促進の協力のお願い
- 来年度の企画考察のお願い
- 経費の現状確認と
  年度末までの調整　など

親会　賀詞交歓会

２７日　月曜日　森下文化センター　４階

多数の参加者にて行われました。
懇親会には、当会会員でもある
衆議院議員　自由民主党　秋元　司氏
衆議院議員　結いの党　柿沢 未途氏
江東区議会議員　自由民主党　庄野 剛志氏
江東区議会議員　結いの党　鈴木 清人氏
上記の議員も参加され盛大な懇親会になりました。

第五回　事業委員会

日時　２月１３日　木曜日
１８時３０分
～２１時００分

場所　イタリアン　バル　リーゾ
Italian bar Riso
江東区森下２－２０－１
０３－５６００－８０７０

会費　￥２，０００

参加申込は町野部長までお願いします
連絡先　０９０－１１２５－７３５５
先着２０名様まで（席の都合により）

スケジュール表

２月	１３日（木）	第五回　事業委員会 イタリアン　バル　リーゾ Italian bar Riso １８：３０～２１：００ 江東区森下２－２０－１１ TEL. ０３－５６００－８０７０ ※ 確定申告 時期により会館使用不可の為、会場選定の都合により ２月１２日 → ２月１３日 へ変更しました
２月１７～３月１７日		平成２５年分確定申告
３月	２１日 ２７日	第六回　事業委員会 上期反省会

青年部では部員を募集しています。
青色申告の普及や街の発展、事業拡大に役立つ企画をしてみませんか？
一緒に行事・勉強会を創りあげて頂く人を募集しています。
質問でも構いません。一度ご連絡を！！

(公社) 江東西青色申告会
０３－３６４９－４１７８
又は
青年部 副部長　和泉
090-5551-5397